

## 健康診断項目に係る厚生労働省局長通達について

### (事業者の皆様へのご理解・ご協力をお願い)

平素、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施に関し、当センターをご利用いただき厚く御礼を申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局長より「定期健康診断等における診断項目の取り扱いについて」(平成 29 年 8 月 4 日付基発第 0804 第 4 号)が発出され、事業者が健康診断を実施する場合の留意として次の 2 点が示されました。(別紙局長通達の記 7 をご参照下さい)

1. 一部においては、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われてないことが懸念される。規則第 44 条第 2 項により、厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、一律な省略ではなく、経時的な変化や自覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること。
2. 健康診断の実施を委託する場合には、委託先の健康診断機関が、精度管理を含め健康診断を適切に実施しているかについての報告を求める等適切な管理を実施すること。

本通達は、裏面の「労働安全衛生規則健診項目」の運用に関し、省略について医師の判断の徹底を求めるものです

つきましては、本通達を遵守するため、健診項目の省略について検討される事業所様は、医師から、対象者及び省略項目の範囲についての判断を得ていただきますようお願い申し上げます。

なお、判断が得られない場合は全ての項目を受診されますようお願い致します。

また、上記 2 に関して、当センターは「労働衛生サービス機能評価認定施設」として、精度管理を含め健康診断を適切に実施している施設であることを申し添えさせていただきます。

平成 30 年 2 月

(一財)九州健康総合センター  
健診企画グループ

(注) 認定施設は、全衛連ホームページ (<http://www.zeneiren.or.jp/>) の労働衛生サービス機能評価事業 (<http://www.zeneiren.or.jp/service/index.html>) で確認できます。

## 労働安全衛生規則 健診項目

検査項目		労働安全衛生規則第43条 (雇入時健康診断)	労働安全衛生規則第44条	労働安全衛生規則第45条
身体計測	身長・体重	○	○	○
	腹囲	○	●	●
血液検査	赤血球、血色素量			
	AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP)	○	●	●
	中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール			
	空腹時血糖、ヘモグロビンA1c			
循環器	血圧	○	○	○
	心電図	○	●	●
尿検査	蛋白、糖	○	○	○
胸部X線	直接	○		
	間接		○	
視力測定 (遠方・裸眼または矯正)		○	○	○
聴力検査 (1000Hz/4000Hz)		○	○	○
医師診察	問診・診察	○	○	○

※●印の項目：35歳を除く40歳未満の方に関しては、医師が必要でないと認める場合において省略することができます。

「医師が必要でないと認める」とは、経時的な変化や自覚症状を勘案し、医師が総合的に判断することをいい、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

項目	医師が必要でないと認めるときに左記健康診断項目を省略することができる者
身体検査	20歳以上の者
腹囲検査	●40歳未満の者(35歳の者を除く。)
	●妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内蔵脂肪の蓄積は反映していないと診断されたもの
	●BMIが20未満である者 BMI=体重(kg)/身長(m) <sup>2</sup>
	●自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満である者に限る。)
胸部エックス線検査	40歳未満の方で次のいずれかに該当しない者
	●5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の方
	●感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働かれている方
	●じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている方
喀痰検査	●胸部エックス線検査を省略された方
	●胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、 血中脂質検査、血糖検査 および心電図検査	40歳未満の者(35歳を除く)